

国民年金 事案 103

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から60年9月まで
昭和59年1月から60年9月までの21か月間が未納とされているが、当時は、妻が夫婦二人分を納付していたと記憶しており、妻も夫婦二人分を納付していたと言っている。

申立期間について、妻は納付済みとなっているのに、自分の分だけ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の21か月を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の妻は、申立人の申立期間も含め、保険料を完納しているなど、申立人及びその妻は、保険料の納付意識が高いものと認められる。

また、国民年金保険料の納付日が確認できる昭和36年4月から41年3月までの保険料は、夫婦同一日に納付されているなど、申立人及びその妻は、基本的に一緒に保険料を納付していたものと考えられ、妻が夫婦二人分を納付していたとの証言は信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から53年6月まで

申立期間の国民年金については、区役所の出張所で住所変更手続きをした際に国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続きを行い、保険料も国民健康保険料と一緒に、毎月納付書で納付していたが、保険料納付の事実の確認できないとの回答をもらったので、調査を依頼したい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が手続を行ったとする区役所の出張所は、申立てのとおり場所に実在しており、国民年金と国民健康保険の加入手続き及び保険料の収納事務も行っていたほか、国民年金保険料は1か月ごとに納付することも可能であったなど、申立内容のとおりであったことが確認でき、申立内容の全体を通じて不合理な点は見られない。

また、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 105

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年9月から48年12月まで

退職後、未納分の国民年金保険料を納付できることをテレビカラジオで知り、近くの銀行で預金を下ろして申立期間の保険料を納付した。

納付した後すぐに預金通帳のページが終わってしまったので、うっかり捨ててしまったが、納付した証明がなくなると思い、2日後に預金により支払った保険料納付の内訳を銀行のメモ用紙に書いた。このメモ用紙のとおり保険料を納付しているので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された銀行のメモ用紙は、合併前の旧銀行名が印刷され、紙質等からも当時のものと考えられ、申立期間に相当する年月及び金額が記載されており、その金額は、申立期間の保険料を第3回目の特例納付により納付した場合の金額とほぼ一致する。また、申立人は、昭和48年4月に、納付した場所と主張する銀行に口座を開設しており、申立人の保険料の納付に関する主張は、不自然ではなく、基本的に信用できる。

さらに、申立人は、申立期間後の昭和49年1月以降の保険料はすべて納付している上、保険料の納付日が確認できる期間の保険料は、6か月分又は1年分を前納しているなど、保険料の納付意識は高いものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から48年3月まで

昭和48年に結婚し、しばらくして夫が私の国民年金の加入手続を区役所で20歳にさかのぼってしたときに、区役所の窓口で、来年になったら保険料をさかのぼって納付できると言われたことから、49年に20歳までの分をさかのぼって納付した。当時は結婚の祝い金が手元であり、そのお金で納付したので、未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が納付したと主張する時期は、第2回の特例納付が実施されていた時期であり、納付したと主張する金額も申立期間の国民年金保険料を納付した場合の金額におおむね一致しているほか、夫についても特例納付していることが確認できる。

また、昭和49年当時の夫の元同僚は、夫が申立人の国民年金保険料について、さかのぼって納付したと言っていたのを聞いたことがあると証言している。

さらに、申立人の申立期間以外の国民年金保険料は、すべて納付済みとされているとともに、申立人及びその夫は、昭和49年1月からは付加保険料についても納付しており、納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 107

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの期間及び昭和46年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和40年4月から41年3月まで
②昭和46年4月から49年3月まで

市役所の職員二人が自宅を訪問し、未納分を納めれば将来もらえる年金が増えると言われたので、無理をしてお金を工面し、後日納付した。その時市役所の職員の印がある預り証を渡されており、未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は市役所の職員の訪問を受け、申立期間についての国民年金保険料を納付した際に預り証を渡されたと主張しているが、当時、市の職員が戸別訪問して納付勧奨を行っていたことが確認できるほか、預り証に印があったと申立人が記憶している職員から、現金で特例納付や過年度納付をしに来た人に対しては自分の印を押した預り証を渡していたとの証言が得られているとともに、申立人の長女も、預り証が存在していたことを記憶しているなど、申立人の主張に不自然さは見られない。

また、申立人の昭和38年度分の保険料は50年3月に特例納付されており、本来、特殊台帳が存在する必要があるが、申立人の特殊台帳の存在は認められず、行政側の台帳管理に不手際が認められる。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月まで
国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかった旨の回答を受けた。
申立期間の、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に特例納付したが、夫の分は納付済みとされ、自分の分が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間である約 33 年間、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の夫は、昭和 36 年 4 月以降、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人の申立期間と一致する 36 年 4 月から 43 年 3 月までの保険料を 46 年 8 月 9 日に社会保険事務所において、特例納付している。

さらに、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で付されている上、納付日を確認できる昭和 45 年度から 47 年度までの国民年金保険料は、いずれも夫婦が同一日に納付しているなど、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと認められる。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から42年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年6月から42年1月まで

昭和40年5月、A町役場に勤務していた前夫に、来月から国民年金に任意加入したほうが良いと言われたので自分も賛成し、前夫が加入手続きをした上、毎月納付し、スタンプを押してもらっていた。

北海道へ来てから社会保険事務所で申立期間の未納を指摘され、前夫の所へ電話をしたが、領収書をはり付けた家計簿等、私の荷物はすべて処分したと言われた。また、A市役所へも電話をしたが、諸般の事情により納付の確認をあきらめた。

今回の申立てに際して、A市役所に30年ぶりに電話をしたが、台帳はすべて破棄したと言われた。証拠はすべて無くなってしまったが、申立期間については国民年金保険料を納付していたと認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降、厚生年金保険から国民年金への切替手続きの際に生じた1か月の未納（月末退職時における国民年金資格取得日の誤りに起因）を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、申立期間当時に行われたと推認されるが、申立期間は本来、任意加入の対象であるにもかかわらず、社会保険庁の記録では、資格取得すべき要因のない日付で強制加入とされており、不適切な記録管理が認められる。

さらに、申立期間に係る国民年金の加入や納付方法等について鮮明に記憶しているほか、その申立内容を前夫へ確認した結果、前夫からも申立内容のおおりの回答を得ており、特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から同年 9 月まで

当時は、夫の給料が出ると、それぞれ光熱費等の支出袋に小分けして、自宅から徒歩 5 分くらいの距離にある銀行や郵便局等の窓口で納付しに行っていた。国民年金の保険料もきちんと納付しており、納め忘れは無いはずである。領収書等は保管していないが、申立期間について納付事実を認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間は任意加入中の期間であるとともに、申立期間の翌年度である昭和 56 年度から 59 年度までは国民年金保険料を前納で納付するなど、申立人の保険料を納付する意識は当時から高かったものと思われるほか、申立人の申立内容にも不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年3月までの国民年金保険料については、申立人に還付していたものとは認められないことから、納付記録を訂正の上、国民年金保険料を還付することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から44年3月まで
同じ期間の領収書が2枚あり、還付を受けた記憶が無いので、重複して納付した保険料の取扱いについて確認したい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る領収書を2枚所持（昭和44年5月27日納付分及び52年1月13日納付分）している。

申立期間は、社会保険庁の被保険者台帳において、保険料免除期間として記録され、その保険料の納付は昭和44年5月27日に行われたにもかかわらず、当該納付記録が被保険者台帳に記録されなかったために、52年1月13日に改めて追納したものと推認される。

しかし、社会保険庁の被保険者台帳には、保険料を還付した形跡がないことから、申立人が保険料還付について通知を受け取った記憶が無いとの申立ては信用でき、申立期間の保険料は重複して国庫に納付されたままであると考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたことは明らかであり、その保険料は、申立人に還付すべきものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

当時は夫が失業中であったが、市役所で強制加入だから保険料を必ず払うように言われ、納付した記憶がある。税金など、納付義務のあるものは、貯金を下ろしてでも一度にまとめて納付してきた。納付されていない訳が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入手続を行った直後の昭和45年4月ごろに、申立期間を除く43年2月から46年3月までの保険料を集中して納付していることが、記録から確認できる。

社会保険事務所の被保険者台帳では、昭和45年4月に昭和45年度分の保険料を前納したことが確認でき、保険料額の低い前年度分（申立期間）の未納保険料を納付していないのは不自然である。また、43年2月及び同年3月の保険料は、本来、時効で納めることができない日付で納付年月が記載されており、記録管理上、不合理な点が認められる。

申立人は、昭和45年度から47年度までは、各年度4月に1年分の保険料を前納により納付していることが確認でき、一度にまとめて納付してきたという申立内容と整合する。

加えて、申立人は、申立期間を除いて60歳まで国民年金保険料を完納しており、申立人の納付意識は高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から47年3月まで

当時、勤務していた会社が個人経営で社会保険に加入していなかったため、国民年金に加入していた。国民年金保険料は役場からの納付書で妻が二人分納めており、私の分だけ納めていないとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間並びに昭和59年度、60年度及び62年度においてそれぞれ3か月分の国民年金保険料が未納とされているが、その他の期間については未納が無い。

また、申立人及び申立人の妻は、昭和44年12月から62年6月まで国民年金に加入しているが、申立期間を除くと、保険料の納付、未納及び申請免除の期間が一致していることから、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を納付していたとの証言は信用できる。

さらに、申立期間は、申立人の収入によって、夫婦の保険料を負担していたとされており、当時専業主婦であった妻の保険料のみを納付して、申立人の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城国民年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月から 52 年 3 月まで

私達夫婦は、60歳到達前月までの全期間分として国民年金保険料を昭和39年1月に前納し、その後の保険料改定による増額分(差額保険料)についてもすべて納付し、さらに、昭和49年度以降の保険料に前納分がすべて充当された後は、毎年度、保険料をすべて納めている。妻は差額保険料も含め、全期間完納とされているが、私の分だけ、申立期間について「前納分を充当した後の保険料が納められていない」として、当該期間は、みなし免除期間とされている。

しかし、申立期間の保険料については、私自身が妻の分と一緒に納付しており、私だけが未納ということは考えられず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除きすべての期間の保険料を納付しており、申立人の妻は申立期間を含めすべての期間の保険料を納付している。特に、昭和39年1月には、申立のとおり、夫婦一緒に60歳に到達する前月までの全期間の保険料を前納している。

また、差額保険料(昭和42年度から48年度まで)及び昭和52年度以降の保険料の納付状況をみると、納付年月日が確認できる昭和42年4月から49年3月までの期間及び52年4月から55年3月までの期間についてはすべて夫婦が同一年月日に納付しており、申立期間の保険料を申立人のみが納付しないのは不自然である。

さらに、社会保険庁の記録のとおりみなし免除期間となっている場合には本来存在するはずの特殊台帳が存在しないこと、また、その妻の老齢基礎年金裁定時に全額申請免除となっていた12か月分が平成19年8月に前納に記録が訂正されているなど、社会保険庁における申立人及びその妻に係る納付記録の管理が十分でない状況がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から同年 9 月まで
社会保険庁に照会したところ、昭和 58 年 7 月から同年 9 月の 3 か月が未納となっていることが分かったが、国民年金の加入手続をした昭和 51 年 11 月以降、保険料はすべて完納しており、当該期間のみ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 11 月に国民年金に加入して以降、申立期間の 3 か月を除き、保険料をすべて納付している。

また、年度途中で未納があれば存在するはずの特殊台帳がなく、区役所の納付状況リストと社会保険庁の被保険者記録との間で申立人の未納期間が相違しているなど、関係行政機関の事務処理に^{かし}瑕疵がみられる。

さらに、申立人は、国民年金加入時から、申立期間を含め、昭和 61 年 3 月まで同じ商店に勤務し、給料受領後に職場の近くの金融機関で保険料を納付することを習慣していたとしており、申立期間当時に納付したとする保険料の金額が当時の保険料の金額とほぼ一致しているなど、申立期間に納付していたとする主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案5

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和37年10月から38年3月までの国民年金保険料は納付していたもの認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和36年12月から37年3月まで
②昭和37年10月から38年3月まで

国民年金の資格取得日が昭和36年12月15日とされているにもかかわらず、①昭和36年12月から37年3月までの4か月が未納とされ、37年4月から同年9月までが納付済みとされ、②37年10月から38年3月までの6か月が未納とされているが、未納があるとはとても思えない。

昭和36年当時、父は納税組合長をしており、母及び姉は納税組合を通じて昭和36年度及び37年度の保険料を納付しており、長男の私だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、②昭和37年10月から38年3月までについては、水戸市役所保管の国民年金被保険者名簿の納付記録欄に納付済み記録が確認できることから、当該期間の保険料が納付されていたものと考えられる。

2 一方、申立期間のうち、①昭和36年12月から37年3月までについては、国民年金の資格取得日が36年12月15日であるが、国民年金手帳払出日は39年9月10日であり、国民年金手帳払出日においては、保険料納付に係る時効の2年を既に経過しているため、当該期間の保険料を納付することはできない。事実、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらず、別の国民手帳記号番

号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、②昭和 37 年 10 月から 38 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案6

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 58 年 12 月まで

申立期間当時、住み込みで仕事をしていましたが、収入が少なく国民年金加入時点で、未納分を一括して納付することが困難であったため、後で母からの援助で納付した。昭和 59 年 8 月ごろに 2 回に分け援助を受けて未納分を納付したと記憶しており、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入時期は、当時の住居市長からの回答書により、昭和 59 年 5 月ごろと推測され、申立期間については過年度納付が可能である。

この時点での過年度保険料の未納額は、11 万 1,720 円であり、提出された家計簿により判明した昭和 59 年 8 月 11 日（3 万円）と同年 8 月 31 日（8 万円）の 2 回にわたり母親から申立人に対して援助された金額の 11 万円とほぼ一致している。

また、申立人からの聴取結果によると、お盆に帰郷した際、先に受けた援助 3 万円で昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの保険料を納付し、後に受けた援助により残りの分の 57 年 8 月から 58 年 12 月までの保険料を納付したと記憶しているとのことであり、家計簿及び預金通帳も申立の内容を裏付ける記載となっている。

さらに、当時の各四半期の保険料額は 1 万 7,490 円であり、2 四半期分

の3万4,980円を納付することができず、後の援助を受けて残りの分を納付したものと推測でき、申立内容の信^{びょう}憑性も高い。

加えて、申立期間以外に未納期間が無く、過去に保険料を免除された期間については追納しているなど、申立人は納付意識が高いことがうかがえる。

これらの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 58 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 12 月
② 昭和 53 年 8 月
③ 昭和 58 年 7 月から同年 9 月まで

申立期間の国民年金保険料を A 町役場（当時）で納付した。未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対する、国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和 53 年 10 月であるが、申立期間のうち、①51 年 12 月及び②53 年 8 月の期間は、平成 9 年 6 月 20 日に社会保険庁において、申立人について国民年金資格記録の追加処理がなされたものであり、時効によって保険料を納付することができない期間であり、また申立人の主張では、納付金額等が明確でなく、これらの期間の保険料の納付状況が不明である。

申立期間のうち、③昭和 58 年 7 月から同年 9 月までの期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、上記の国民年金手帳記号番号が払い出されて以降は申立期間を除いて未納期間が無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適正に行っており、厚生年金保険被保険者期間中に納付した国民年金保険料の還付が 7 回あり、保険料の納付意欲が高いことが認められるほか、未納期間があるにもかかわらず、これに充当しないで保険料が還付されているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、③昭和 58 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案18

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年6月まで

昭和50年4月に、サラリーマンの妻も国民年金に入れると聞いて任意加入した直後に夫が急死した。

昭和50年7月16日に新盆が終わった後、7月末が期限の4月から6月まで3か月分の保険料を、A市のB地区市民センターで納付した。納付は7月下旬の1回で、3か月分の総額は4,000円くらいだったと思う。

33歳という若さで未亡人となったショックが大きく、昭和50年8月に国民年金への加入を継続する意欲を失って資格喪失届を出したが、周囲の人から励まされて約1年後に再加入したので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月に国民年金に加入したもので、加入直後の申立期間についての保険料納付の時期及び納付場所等に関する記憶は具体的であり、納付場所としているA市B地区市民センターでは保険料収納業務を行っていたことが確認されている上、申立期間の保険料額は、申立人が記憶している金額とおおむね一致している。

また、国民年金加入期間のうち未納とされている期間は、申立期間を含めて4か月だけであり、その直後の昭和50年8月には資格喪失の届出をし、51年7月に再加入しているが、この間の経緯に関する申立人の説明にも不自然さはみられず、国民年金に対する関心及び納付意識は高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から44年3月まで
昭和42年10月に結婚して以来、52年11月まで、私の国民年金保険料は義父が負担してくれ、義父母の国民年金保険料と一緒に納税組合で納付していた。それにもかかわらず43年10月から44年3月までの保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間が未納とされたことから、とりあえず、6か月分を補うため、平成18年7月に任意加入し、国民年金の納付済期間480か月を確保するなど保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人が一緒に納付したとしている義父母の申立期間に係る国民年金保険料の記録はすべて納付済みとなっており、さらに、申立人が保険料を納付したとしているA納税組合は申立期間当時存在していたことが確認でき、申立人の申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から59年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から59年3月まで
社会保険事務所から、昭和58年10月から59年3月までの付加保険料の納付事実の確認ができなかったとの回答をもらったが、52年10月から61年3月まではすべて付加保険料を納付していたので、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、昭和52年10月から61年3月まで付加保険料をすべて納付している。

また、申立人が保管していた市役所の領収書保管袋にも付加保険料の記載に印が付けられていたことから、付加年金への意識は高かったものと考えられ、かつ、申立人は経済的に困窮したこともないことから申立期間のみ納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、昭和58年8月及び同年9月の納付記録が、申立人が所持していた領収書により定額保険料のみの納付記録から付加保険料も納付していた記録に訂正されていることから、行政側において、申立人に係る納付記録の管理が適正に行なわれていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 58 年 2 月
②昭和 58 年 8 月

私は、申立期間当時、地方公共団体の臨時職員として勤務（5 か月雇用された後、1 か月休み）しており、毎年 2 月と 8 月は、同じく休み月となっている同僚と一緒に市役所出張所へ行って、国民年金加入の手続を行い、窓口で保険料を納付していた。

国民年金への切替えと保険料納付は、離職する度に行っていた記憶があるので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について、保険料をすべて納付しており、未納とされている期間は、申立期間のみで、かつ、2 か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間前後において厚生年金保険から国民年金への切替手続を 30 回以上行っているが、いずれも適正に手続を行っており、申立期間を除き、すべて国民年金保険料を納付している。

さらに、付加保険料も含めて納付している期間もあること及び厚生年金保険への切替えに伴い国民年金保険料の還付を受けていることから、納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成元年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月から平成元年 5 月まで

義母が年金制度に反対していたため、私は、国民年金加入以降、年金保険料を納付していなかったが、昭和 46 年ごろに青果小売業を始め、47 年ごろから私が夫婦二人分を一緒に定期的に納付するようになった。

当時は、集金人に、毎月遅れずに納めていたはずなので、申立期間のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間である 39 年間、国民年金保険料を完納しており、申立期間の前後を通じて申立人の営む店の経営状況等、生活環境に大きな変化は認められないことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、昭和 46 年 4 月以前の未納分を特例納付し、免除期間の保険料も追納していることから、国民年金保険料の納付意識は高いと考えられ、特例納付並びに納付日の確認できる昭和 49 年度及び平成 6 年度から 9 年度までについては、夫婦同一日に納付している。

さらに、申立内容のとおり、申立期間当時は、集金人による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成元年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月から平成元年 5 月まで

母親が年金制度に反対していたため、私は、国民年金に未加入であったが、昭和 46 年ごろに青果小売業を始め、同年 11 月に国民年金手帳の払出しを受けて、47 年ごろから妻が夫婦二人分を一緒に定期的に納付するようになった。

当時は、集金人に毎月遅れずに納めていたはずなので、申立期間のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間である約 35 年間、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間の前後を通じて申立人の営む店の経営状況等、生活環境に大きな変化は認められないことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、昭和 46 年 4 月以前の未納分を特例納付していることから、国民年金保険料の納付意識は高いと考えられ、特例納付並びに納付日の確認できる昭和 49 年度及び平成 6 年度から 9 年度までについては、夫婦同一日に納付している。

さらに、申立内容のとおり、申立期間当時は、集金人による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案2

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から40年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、親が納めており、自治会の組長が集金に来ていた。44年も前のことなので、領収証等保険料納付に関する状況が記載された資料は無い。領収書を所持していないという理由で自分の記録の訂正が認められないことには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外は2か月を除き未納とされている期間が無く、また、同居していた兄二人と姉一人は、全員が昭和36年4月の国民年金制度創設時から国民年金保険料を納付しており、申立期間についても完納している。

さらに、当時の集金人は、申立人のごく近所に居住しており、同集金人が各戸を回って集金していたということを考えれば、当然家族構成をよく承知していることとなり、申立人の家族のうち申立人一人だけを除いて集金することは不自然であると考えられる。

その上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年7月に払い出されており、申立期間の納付は可能であった。この納付組織では、「保険料を市役所ではなく金融機関に納付していると聞いた。」と証言する者もいることから、集金人が市役所で納付書を作成してもらい、過年度及び現年度の保険料を一緒に預り、金融機関に納めることは可能であったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 6

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から同年 6 月まで
平成 19 年 6 月 6 日に、昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料納付記録について照会申出書を社会保険事務所に提出したところ、同期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
当時、自宅近くの銀行で国民年金保険料を納付した記憶があり、申立期間の 3 か月のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間が 3 か月のみと短期間である上、昭和 40 年 3 月から平成 11 年 1 月までの国民年金加入期間 33 年 9 か月のうち、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間の国民年金加入期間以外に厚生年金保険の加入を 2 回行っているが、昭和 40 年 3 月（20 歳）に国民年金に加入してから厚生年金保険の保険を喪失する平成 19 年 4 月（62 歳）まで国民年金と厚生年金保険の切替手続を適正に行い、未加入となった期間は無く、年金制度に対して積極的な姿勢がみられる。さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を現年度納付している。

申立期間の保険料納付については、申立人は、確定申告（申告所得税）のために昭和 63 年中に現年度納付したと申し立てている一方、社会保険事務所の記録では昭和 63 年 7 月から平成元年 3 月までの分が過年度納付となっているものの、申立期間の 63 年 4 月から 6 月までの分を除いて納付し

たとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案7

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から45年3月まで

平成18年11月8日に昭和44年10月から45年3月までの国民年金保険料納付記録について照会申出書を社会保険事務所に提出したところ、平成18年12月15日に、同期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私は申立期間当時、自宅において父母と自営業を営み生計を一緒にしており、家族3人分の国民年金保険料を父母が集金人に3か月に一度、一緒に納めていた記憶があり、私の分だけ6か月の未納があるということとは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間が6か月と短い上、昭和41年12月から平成18年11月までの40年間の国民年金加入期間のうち、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。申立期間当時に同居していた父母についても昭和36年4月からそれぞれ60歳までの期間について国民年金保険料をすべて納付しており、いずれも国民年金保険料の納付意識が高かったと認められる。

また、申立期間当時、申立人が居住していた市では、集金人が3か月に一度、被保険者宅を訪問し、国民年金保険料を集金していたことが確認でき、申立内容と一致する。

さらに、申立人は、申立期間中の昭和44年11月に、都合により、A市

B区に居住したまま同市内のC区へ住民票を移しているが、この当時は、国民年金保険料を本来納付すべき被保険者の住民票のある区が申立人の居住している区へ納付事務を依頼する納付委託制度が存在したことが確認できる。一方、父母の保険料は、申立期間はいずれもすべて納付されていることから、父母が集金人に対し3か月に一度、家族3人分の国民年金保険料を同時に納めていたとする申立内容に不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年9月まで

平成19年7月30日に、昭和36年4月から37年9月までの国民年金保険料納付記録について照会申出書を社会保険事務所に提出したところ、同年8月20日に、同期間が未納との回答をもらった。

昭和38年11月に国民年金の加入手続をした際、過年度の昭和36年度及び37年度分も納付するよう指摘され納付した記憶があり、また、申立期間以外は納付済みとなっており、未納とされていることには納得できない。特に、国民年金には夫婦そろって加入し、私が二人分の保険料を同時に納めてきたにもかかわらず、申立期間のうち36年度については私だけが未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から平成7年4月まで、申立期間を除き、保険料をすべて納付している。また、申立人の妻についても、昭和36年4月から平成7年5月までの34年間のうち昭和37年4月から同年9月までの6か月のみが未納とされているものの、その他の期間はすべて納付済みとなっており、夫婦共に国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人及びその妻はそろって国民年金に加入し、その後の保険料納付は、申立人及びその妻がそれぞれ保管している加入当初の国民年金手帳の昭和38年4月以降の現年度保険料の検認記録によると、申立期間を

除き二人ともすべて同一日となっており、夫婦同時に納付していたと認められることから、妻に保険料納付記録がある36年度分について申立人の保険料が未納となっていることは不自然であり、申立人は36年度の保険料を納付していたものと推測される。

加えて、申立人及びその妻がともに未納とされている昭和37年4月から同年9月までについても、36年4月から38年3月までの連続した期間のうち、中間となるその期間のみ過年度納付せずに未納となっていることは不自然であり、国民年金保険料を納付していたものと推測される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岐阜国民年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月まで

私が昭和 37 年に 20 歳になったときに母親が国民年金の加入手続をし、その後 39 年に結婚するまで母親が国民年金保険料を納付していたはずである。また、嫁入りの荷物として母親が国民年金手帳を持たせてくれた記憶がある。さらに、39 年の婚姻後、夫の家族は全員国民年金に未加入であったが、夫が自分の国民年金保険料のみ納付し続けてくれた。このことから申立期間が、未納になっているのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人は母、長兄、次兄夫婦と同居し、自営業を営む次兄夫婦を手伝っていた。

申立人の兄二人と兄嫁に確認したところ、申立人の母親は昭和 58 年に亡くなるまで家計を仕切り、申立期間当時、母親が同居の家族の国民年金保険料を納付していたとの証言が得られた。さらに、同居していた申立人の兄二人と兄嫁については、36 年 3 月に国民年金の国民年金手帳記号番号が 3 人連続で払い出され、同年 4 月以降国民年金保険料が納付されていることから、母親は国民年金制度への関心と納付意識が高かったものと推測される。

このことから、申立人が 20 歳になった昭和 37 年に、母親が兄弟の中で申立人のみ国民年金の加入手続をせず、未納としておくことは不自然であ

る。

また、結婚当時、申立人が居住していた地区では嫁入りの荷物を親戚に披露する風習があり、この荷物披露の際、申立人の義母は、申立人が国民年金手帳を持参したことを知った。このことは申立人及びその夫ともに鮮明に記憶している。

さらに、国民年金被保険者名簿及び国民年金手帳には、生年月日を昭和19年から17年に訂正されたことにより、資格取得年月日が訂正された記載があるなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年5月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年5月から55年3月まで

昭和54年5月から55年3月までの国民年金保険料の納付記録を確認したところ、納付の記録が無く認められないとの回答であった。

当時、妻が金融機関に納付していたので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は申立期間のみであり、かつ、11か月と短期間である。また、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回行っているが、いずれも適正に手続を行っている。

また、申立人の納付手続はすべて申立人の妻が行っているとしており、その妻は、申立人が厚生年金保険被保険者であった時期から国民年金に任意加入し、申立人の申立期間についても納付済みとなっている。

このように、国民年金保険料の納付意識は夫婦共に高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 4

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から6年3月までの間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から6年3月まで
平成4年4月から6年3月までの国民年金保険料の納付記録を確認したところ、納付の記録が無く認められないとの回答であった。
当時は大学生であり、国民年金の免除申請をしていたが、卒業後、母親が納付したと聞いており、未納であるはずはない。

第3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は申立期間のみである。

申立人は当時大学生であり、国民年金の加入等手続及び保険料の納付は、申立人の2歳年上の兄の分と共に申立人の母親が行っていたとしている。

申立人の母親は、申立人の兄及び申立人が大学生であった時期の国民年金加入期間に係る保険料の免除申請手続をそれぞれの時期に行い、その保険料については、兄及び申立人が大学卒業後、学費等がかからなくなり経済的余裕が生じたそれぞれの時期に追納したと主張しており、社会保険庁の記録においても、兄の分を含め、申立期間以外はすべて申立人の母親の主張どおりの時期に追納されている。

また、申立人は、申立人の母親が申立期間の保険料を追納するため、保険料相当額を銀行から引き出したとしており、今回、申立人から提示のあったその当時の預金通帳を見ると、平成9年1月28日付けの出金記録欄に国民年金保険料納付のための出金である旨の記載があり、その出金額と申立期間の追納加算額を含んだ保険料は近似していることから、申立人の

主張は自然な状況と考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 6

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から同年12月まで

私は、昭和56年10月に結婚し、A市からB市に転居した。今回、年金加入記録を照会したところ、申立期間について納付の事実は無い旨の回答があった。

昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料領収証書を保管しているため、同じ年度である申立期間についても納付していたはずである。未納になっているのは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、B市においては、納付書は綴り^{ツブ}で発行されており、申立人の昭和56年10月から57年3月までの納付書も一括して発行されていたものと考えられ、申立人は、57年1月から同年3月までの国民年金保険領収証書を所持していることから、その直前の申立期間の国民年金保険料についても納付していたと考えるのが自然である。

また、申立人は、昭和52年4月以降、申立期間以外に未納期間は無く、国民年金保険料を前納するなど納付意識は高いと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

和歌山国民年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年3月まで

昭和49年10月に結婚し、国民年金の任意加入手続をしたが、保険料納付書が送付されて来なかったため、市役所の支所に出向いて納付した。領収書は現在所持していないが、納付しているはずなので未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和49年10月25日に婚姻届を行い、同日、国民年金の第1号被保険者から任意加入被保険者への資格変更手続も行ったとしており、社会保険庁の記録においても、婚姻の事実が発生した49年10月10日付けで、国民年金被保険者資格を喪失及び再取得した事実が確認できる。

さらに、申立人の申立期間当時の状況についての説明は詳細かつ具体的であり、国民年金保険料の納付書が届かなかったため、支所に出向いて納付したとの主張は十分に信用でき、市役所の保管する「国民年金検認カード」においても、申立期間に係る国民年金保険料納付書が不着だったため、年度末に近い昭和50年2月末に再送した旨のメモ書きがあり、申立人の主張を裏付けるものとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島国民年金 事案7

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和43年3月から48年3月までの期間及び48年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から49年3月まで

私は、市役所職員から特例納付制度の説明を受け、昭和50年12月ごろに43年3月から50年3月までの国民年金保険料6万円前後を納付した。社会保険事務所の記録では、昭和49年4月から50年3月までの保険料は50年12月10日に納付されたことになっているが、43年3月から49年3月までの73か月分が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以後、60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の夫についても、婚姻前の昭和39年から国民年金に加入し、60歳になるまで保険料をすべて納付している。また、申立人の記憶は具体的であり、申立人が昭和50年当時、市役所職員から特例納付を含めた国民年金制度の概略について説明を受けた際に、市役所職員が作成したと考えられるメモが残されていること、納付金額が特例納付の保険料及び50年12月時点で納付可能である過年度納付の保険料の合計額とおおむね一致すること及び納付したとされる金融機関が当時存在していたことから、申立人の主張は信用できる。しかしながら、申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの保険料は、申立ての時点では時効により過年度納付できない期間であり、この期間について保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年3月から48年3月までの期間及び48年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岡山国民年金 事案7

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年2月から同年9月まで

私は、家業のガソリンスタンドを手伝うため会社を退職した後の昭和44年1月に国民年金に加入した。昭和56年7月に自営のガソリンスタンドが厚生年金保険適用事業所となるまでは、母親が私と両親の国民年金保険料を納付してきたはずであるが、国民年金加入直後の昭和44年2月から同年9月までの8か月は国民年金に未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金保険料を納付していたとされるその両親も国民年金制度発足当初から加入し、申立期間を含め、すべて納付済みである。

また、申立人の国民年金加入記録は、昭和44年1月2日資格取得、同年2月24日資格喪失、同年10月15日資格取得とされているが、申立人は、未加入とされている申立期間について、厚生年金保険に加入しておらず、外国に居住し日本に住所を有していなかった事実も無いことから、国民年金に強制加入すべき期間であることは明らかである。このことから、当該市町村が未加入とした事務処理に不合理な点が認められる一方、申立内容の全体を通じて申立人の主張には不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岡山国民年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月及び同年11月
会社を退職し、再就職するまでの申立期間については、母親が加入手続及び納付を行っており、未納であるとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、2か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間以外はすべて国民年金保険料を納付している。

また、申立期間は、厚生年金保険の資格を喪失した後、次の勤務先で再度、厚生年金保険に加入するまでの短い期間であったにもかかわらず、国民年金の資格取得手続は適正に行われたことが国民年金手帳記号番号の払出年月日からうかがわれる。

さらに、保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金制度が発足した当初の昭和36年4月から国民年金に加入し、未納は無いことから、納付意識は高く、申立人の申立期間に係る資格取得手続及び資格喪失手続も適時に行われていることから、申立期間の保険料を納付していると考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

香川国民年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 2 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月から 52 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、平成 19 年 7 月 19 日付けで、申立期間の保険料の納付事実が確認できない旨の回答があった。

昭和 50 年 2 月に会社を退職した後、市役所から通知が来て、52 年に手続をした記憶があり、申立期間について未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 10 月に払い出されており、強制加入期間である過年度分の国民年金保険料を未納としたまま、現年度分のみを納付したと考えるのは不自然である。

さらに、申立人は、結婚した直後にも国民年金に任意加入しているとともに、平成 8 年度以降については、毎年度、国民年金保険料を前納により一括納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、当該申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで
平成3年9月ごろに学生の国民年金加入が義務化されたことを知り、父親が4年2月か同年3月ごろに市役所で3年4月までさかのぼって1年分の国民年金保険料を納付した。
領収書は保管していないが、申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、学生であった期間を含めて国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとするその父親は、平成3年9月に学生に対する加入勧奨のはがきが送られてきたこと、市から委託を受けたとする者が自宅に保険料の納付勧奨に来たこと、保険料を市役所で納付したこと等を鮮明に記憶している上、納付したとする保険料額は当時の金額とおおむね一致しているなど、申立内容は、詳細かつ具体的で、特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人が居住していた市の被保険者名簿において、平成3年9月に申立人の国民年金の加入手続が行われたことが認められるほか、市では、学生に対する国民年金の強制適用が開始された時期に、はがきによる加入勧奨を行っていたこと、申立期間当時、国民年金保険料の収納指導員が配置されていたこと等が確認でき、学生が強制適用となった年度に納付勧奨等があり、保険料を納付したとする申立人の主張を裏付けるものとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀国民年金 事案 6

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から50年3月まで
社会保険庁の記録では、昭和49年11月から50年3月まで未納とされているが、49年11月に結婚した際、近隣の婦人会役員の勧めにより、国民年金に加入し保険料を納付し始めたことをはっきりと覚えており、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入時の経緯及び保険料の納付状況に関する説明は具体的かつ詳細であり、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年11月ごろに払い出されたものと認められるとともに、申立期間当時、申立人が居住していた地区において、婦人会役員による集金により国民年金保険料が集金されていたことは市により確認されており、申立人の主張を裏付けるものとなっている。

また、申立人は、申立期間以降、国民年金加入期間について、申請免除を行った時期を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀国民年金 事案7

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から51年3月まで
社会保険庁の記録では、昭和50年4月から51年3月まで未納とされているが、同期間について、妻は納付済みとされており、私だけが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料は、申立期間中の昭和50年12月に、48年10月から50年3月までの未納分が一括で納付されていることが確認でき、当時、申立人に長期の未納期間があったことを心配した申立人の父親が未納期間を少しでも解消しようと納付したものであるとの申立てと合致するものである。

また、過年度納付する際に現年度の未納保険料の納付についても市から指導があったと考えられることや申立人の妻が申立期間中、納付組織を通じて国民年金保険料を納付し、納付済みとされていることを考え併せると、現年度である50年度の保険料を納付せずに、過年度の保険料のみを納付したと考えるのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉厚生年金 事案2

第1 委員会の結論

申立人が主張する申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失については、事業主が、昭和39年5月6日に申立人が資格を取得し、40年7月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行っていることが認められることから、厚生年金保険被保険者資格の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は昭和39年5月から同年9月までは2万6,000円、同年10月から40年6月までは3万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月6日から40年7月1日まで

社会保険庁の記録では、昭和39年5月6日に資格を喪失し、40年7月1日に再取得しているが、39年4月20日から42年4月21日まで継続してA株式会社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険加入期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断理由

申立人が主張する申立期間については、A株式会社B営業所において、事業主が昭和39年5月6日に資格を取得し、42年7月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行っていることが、当該社会保険事務所の被保険者原票において確認できたことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の被保険者原票の記録により、昭和39年5月から同年9月までは2万6,000円、同年10月から40年6月までは3万円とすることが妥当である。

新潟厚生年金 事案1

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和53年6月21日に、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については8万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年6月21日から同年8月20日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、昭和53年6月21日から同年8月20日までの2か月間の加入記録が無いことが判明した。
昭和49年4月8日にA工業B工場に入社し、53年3月21日に同社本社に異動となったが、同年6月21日から再びB工場に勤務しているため、厚生年金保険の加入期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の記録から、申立人がA工業本社から異動後、同社B工場において加入員資格を再取得した日は、昭和53年6月21日であることが確認できる。あわせて、厚生年金基金では、当時、資格取得届及び資格喪失届は、複写式の届出様式を用いていたとしている。

また、A工業B工場からは、申立人が申立期間当時も同工場で勤務し、厚生年金保険被保険者期間であったと考えられる旨の回答があり、現在、同社に勤務している同僚からは、申立期間当時、申立人と同工場で一緒に勤務していたとの証言が得られている。

さらに、雇用保険の記録においても、申立期間において、申立人は、A工業B工場で被保険者資格を有していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 53 年 6 月 21 日に被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金加入員台帳において、昭和 53 年 6 月 21 日の資格取得の際の標準報酬月額が 8 万円と確認できることから、8 万円とすることが妥当である。

京都厚生年金 事案2

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る、厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、昭和54年3月21日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和53年3月から同年7月までの標準報酬月額は10万4,000円、同年8月から54年2月までの標準報酬額は11万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月21日から54年3月20日まで
私は、昭和46年6月1日から54年3月20日までA株式会社に勤務していたが、被保険者記録について社会保険事務所に照会したところ、53年3月21日に資格を喪失しているとの回答があった。

しかし、退職証明書では退職日は昭和54年3月20日となっており、私の記憶でも退職日は同年3月20日であるので、当該期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

退職証明書、退職手当金支給計算書及び雇用保険加入記録並びに給与明細書から、申立人が昭和54年3月20日までA株式会社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

さらに、社会保険事務所の被保険者名簿によると、申立人の資格喪失年月日は昭和53年3月21日と記録されているが、同年8月の標準報酬月額改定が記録されており、また、資格喪失届の受付年月日が54年8月8日となっていることから、被保険者名簿にある資格喪失年月日にお

ける年の記載に誤りがあると推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 54 年 3 月 21 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、社会保険事務所の被保険者名簿の記録から、昭和 53 年 3 月から同年 7 月までの標準報酬月額は 10 万 4,000 円、同年 8 月から 54 年 2 月までの標準報酬月額は 11 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年12月までの国民年金保険料（昭和37年度の1か月分を除く。）については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年12月まで
(納付記録がある昭和37年度の1か月分を除く。)

未納期間の保険料については、集金人が来た際に、ある程度の期間分をまとめて納付していたため、未納があるとは思えない。当時の国民年金保険料現金領収書が手元に残っており、そこに「38、39 完」と書かれている上、国民年金手帳の切離し部分に契印が押されていることから、昭和36年4月から38年12月までについても、納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間の一部は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和38年8月時点では時効により納付できない期間である。

また、申立人夫婦は昭和41年2月24日に、その時点で時効にかかっておらず納付することが可能だった39年1月から40年3月までの保険料を納付しているが、その時点でも、申立期間は、時効により納付できなかった期間に当たる。

さらに、申立人が納付していた証拠と主張する国民年金手帳の契印は、納付の有無にかかわらず、押印の上、切り離すことと定められており、申立人が居住する地方公共団体でも同様の取扱いが行われていたことが確認

でき、また、昭和 41 年 2 月 24 日付けの領収証書の備考欄の「38、39 完」との記載も昭和 38 年度と 39 年度の納付状況が確定したことを表記したもので、両年度の保険料が完納されたことを示すものではないと考えられ、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年12月までの国民年金保険料（昭和37年度の1か月分を除く。）については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年12月まで
(納付記録がある昭和37年度の1か月分を除く。)

未納期間の保険料については、集金人が来た際に、ある程度の期間分をまとめて納付していたため、未納があるとは思えない。当時の国民年金保険料現金領収書が手元に残っており、そこに「38、39 完」と書かれている上、国民年金手帳の切離し部分に契印が押されていることから、昭和36年4月から38年12月までについても、納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間の一部は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和38年8月時点では時効により納付できない期間である。

また、申立人夫婦は昭和41年2月24日に、その時点で時効にかかっておらず納付することが可能だった39年1月から40年3月までの保険料を納付しているが、その時点でも、申立期間は、時効により納付できなかった期間に当たる。

さらに、申立人が納付していた証拠と主張する国民年金手帳の契印は、納付の有無にかかわらず、押印の上、切り離すことと定められており、申立人が居住する地方公共団体でも同様の取扱いが行われていたことが確認

でき、また、昭和 41 年 2 月 24 日付けの領収証書の備考欄の「38、39 完」との記載も昭和 38 年度と 39 年度の納付状況が確定したことを表記したもので、両年度の保険料が完納されたことを示すものではないと考えられ、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

国民年金 事案 110

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 51 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 51 年 2 月まで
昭和 58 年に、区役所で国民健康保険の加入手続をした際、申立期間である国民年金保険料の未納分をさかのぼって納付するよう言われ、後日、銀行で納めた。申立期間が未納というのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年に申立期間である約 10 年間の未納分を一括納付したと主張するが、当時は、申立期間の保険料を納付することは時効によりできず、また、特例納付できる時期でもなかった。

また、申立人は、納付金額を一切記憶していないなど納付状況が不明確である上、申立人には申立期間のほかにも 2 回の未加入期間がある。

さらに、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 28

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 1 月

申立期間について国民年金保険料が未納であるとの回答をもらった。

当時、母親が、父、母及び私の保険料を納付しており、一人当たりの保険料は 280 円程度であったという記憶がある。また、私の友人である市職員が保険料の集金に来ていたと記憶している。

保険料を納付していないとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間の保険料月額が申立人が記憶している金額と一致せず、A市における当時の納付方法（窓口での納付）も申立人が記憶している納付方法（集金人による集金）と一致しないなど、申立内容を裏付ける事情は見当たらず、申立人について別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで
②昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで
③昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月まで
④昭和 51 年 6 月から 52 年 3 月まで
⑤昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

平成 8 年の 60 歳時に A 町役場で年金相談をした際に、60 歳からではなく 65 歳から受給すると満額の 80 万円もらえると説明を受けたので、未納があることに納得がいかない。

昭和 36 年 4 月ごろは、親の近所に住み、仕事を手伝っていたので、親が保険料を納付していたはずである。

昭和 40 年ごろに A 町に転出し、「同年代の会」の B 氏（A 町国民年金担当者）に勧められ、国民年金に加入し、役場の集金人又は口座振替などで納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の父親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金加入手続の状況、保険料の納付状況等が不明である。

申立人の両親と同居していた兄弟については、昭和 36 年ごろに国民年金に加入していることが確認されるが、両親と別居していた申立人について国民年金手帳記号番号が払い出されたのは 40 年 11 月ごろと推認され、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が昭和 40 年ごろに A 町へ転居した後の申立期間②から⑤までについても、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらず、さらに A 町での申立期間は、4 回にわたり、合計で 4 年 10 か月と長期に及んでいる。平成 8 年に A 町役場が申立人に対し誤解を招くような説明をした疑いは否めないが、この事情をもって申立期間の国民年金保険料が納付されていたとは認め難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年6月から50年3月まで
国民年金の納付記録を確認したところ、申立期間について未納であると言われた。当時は学生であったが、亡くなった母から、国民年金の加入手続をして、納付したと聞いていたので、私の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、母親が国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身が直接関与していないため、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年10月時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、事実、申立期間について申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、昭和51年10月に申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続をした際に、49年6月まで強制加入被保険者としてさかのぼって加入していたことなど、申立期間当初から母親が加入手続をし保険料を納付していたとする申立内容とは矛盾が認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年から 39 年までのうち 2 年間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年から 39 年までのうち 2 年間

私は、昭和 37 年から 39 年まで「〇理容室」に 2 年間住み込みで働いていたが、その時に、毎月の給料から国民年金保険料（100 円）が天引きされ、私の事業主が近くに住んでいた姉に毎月渡し、2 年間納付してくれていたはずなのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金加入手続は、申立期間当時の勤務先である「〇理容室」が行い、申立人の姉が申立期間中の保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（国民年金手帳、領収書等）は無く、しかも、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、「〇理容室」の当時の事業主及び申立人の姉は、既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険事務所の調査では、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは無いとの報告があったが、申立人への事情聴取において、申立人がかつて姉の家で見たという国民年金手帳の色が申立期間当時の国民年金手帳の色と一致することが分かったため、再度、社会保険事務所に調査員が赴き調査したところ、昭和 38 年 2 月ごろに申立期間当時の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことを確認した。しかしながら、当該調査により確認された国民年金手帳記号番号

については、被保険者台帳が存在せず、被保険者台帳管理簿に「不在消除」と記載されており、申立期間中に申立人の国民年金加入手続が行われたことは確認できたが、保険料の納付については確認できなかった。

さらに、申立人の妻は、婚姻後、申立人の年金加入状況を知るべく、申立人の姉に相談をしたが、姉が管理していたという国民年金手帳等の関連資料は得られなかったとのことであり、申立人の保険料の納付については確認できていない。

なお、申立人は昭和44年4月から49年3月までの保険料を50年ごろに特例納付しているが、この納付記録については、申立人の妻の証言により真正なものと認められ、申立期間の保険料を納付していたものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山国民年金 事案7

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から56年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月から56年2月まで
申立期間に係る国民年金保険料の納付記録について、社会保険事務所に照会したところ、記録上確認できないとされた。
しかし、当該期間においては、父親が、両親と私の3人分の保険料を納付していたと聞いているため、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和54年3月から56年2月までの2年間について、その父親が申立人に係る国民年金保険料を納付していたと主張しているが、それを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、申立期間当時、東京の大学に在学しており、保険料納付をしていたとされる父親と別居していたために、加入手続の状況や納付金額等については不明であり、両親と同時に保険料が納付されていたことを認めるのは困難である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しが申立期間から2年以上経過した昭和58年4月ごろに行われていることから、その払出しの時点で申立期間の保険料が納付されたとすると、時効により納付できない過去の期間の保険料が納付されたこととなり、不合理な点があると言わざるを得ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から40年3月まで
成人式の時、国民年金に加入しなければならないと友人と会話をしたことを鮮明に記憶しており、20歳の誕生日を待って役場で加入手続きを行い、2～3か月に一度、役場に出向き納付した記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳の誕生日を待って国民年金の加入手続きを行い、2～3か月に一度、役場に出向き納付した」と申し立てているが、国民年金保険料を納付していたこと示す関連資料や関係者の証言等は無く、そのほかに申立内容を裏付ける周辺事情も確認できない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、国民年金手帳記号番号払出簿による調査を行ったが、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月に国民年金に加入し、国民年金保険料を前納で納付してきた。45 年に A 区役所で国民年金手帳の交付を受けた際、区役所の担当者から国民年金手帳が領収書代わりになると言われたので、領収書は破棄したが、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人と同時に納付していたとされる申立人の元夫について国民年金の加入が確認できないなど、申立人の主張を裏付ける周辺事情は見当たらない。

さらに、申立期間後については、社会保険庁の被保険者台帳の記録によれば過年度納付とされていることや、申立期間当時、国民年金手帳の交付を受けた記憶が無いなど、申立内容に不合理な点が認められ、昭和 45 年に払い出された国民年金手帳記号番号のほかに、別の記号番号が払い出された事情も確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案9

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年9月から44年3月まで

私は、会社を退職して、すぐに国民年金に加入したはずである。

当時、国民年金保険料は、3か月に一度自宅に集金に来ていた自治会の人に納付していたと思われ、未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、申立期間の終期である昭和44年3月から約1年後の45年4月であり、その時期に国民年金に加入した場合には、43年4月から44年3月までの国民年金保険料は過年度分となるため、自治会の人が集金することは考えにくい上、42年9月から43年3月までの分は時効で納付できない期間である。また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことがうかがわれるような事情も認められない。

さらに、申立人は、国民年金加入手続についての記憶が無く、保険料納付についての記憶（申立期間においても自治会の人による集金であったとする点、納付金額等）も曖昧であり、申立内容を裏付けする周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案7

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から49年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年1月から49年8月まで

当初、社会保険事務所に、昭和49年4月から同年8月までの年金記録を照会したところ、平成19年7月に申立期間は納付の事実が確認できないとの回答があった。

国民年金保険料は母が納めてきてくれたし、今回新たに昭和45年1月からの家計簿も見つかったので、申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が納付の根拠として提出した家計簿には、国民年金保険料の金額が月額750円と記載されているが、これは申立人の母親が自ら加入した5年年金（昭和44年国民年金法改正法附則第15条に基づくもの）の保険料額と一致しており、申立人の保険料が含まれているとは認められない。

また、申立人及びその夫から事情を聴取しても、国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 6 月から同年 9 月までの期間及び 45 年 8 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 42 年 6 月から同年 9 月まで
②昭和 45 年 8 月から同年 9 月まで

①昭和 42 年 6 月から同年 9 月までの期間及び②45 年 8 月から 9 月までの期間の国民年金保険料の納付記録について照会申出書を提出したところ、納付が確認できなかったとの回答をもらった。母が納付してきたはずであり、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、①昭和 42 年 6 月から同年 9 月までは、当時、申立人は 19 歳であり、国民年金に加入することができない期間である。

また、申立期間のうち、②昭和 45 年 8 月から同年 9 月までについては、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和 47 年 4 月であり、それより前の申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金事案 11

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から46年3月まで

平成19年7月18日に国民年金保険料納付記録について照会したところ、昭和43年1月の加入当初から46年3月までが未納であるとの回答を受けた。しかし、当時、妻が電車を利用し、夫婦二人の保険料をA市役所B支所に現金で納めていたという記憶があり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、A市に転入した昭和43年4月8日に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号帳番号の払出しは47年7月24日となっているとともに、43年1月から同年12月までにおけるA市での国民年金手帳記号番号簿を確認したところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無く、同市において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間中に、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いとともに、申立人の妻が保険料を持参して納付していたとされるA市役所B支所の申立期間当時における所在地は申立内容と異なっているほか、申立期間中、妻が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、夫婦二人とも未納となっている。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金事案 12

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 46 年 3 月まで

平成 19 年 7 月 18 日に国民年金保険料納付記録について照会したところ、昭和 43 年 1 月の加入当初から 46 年 3 月までが未納であるとの回答を受けた。しかし、当時、電車を利用し、夫婦二人の保険料を A 市役所 B 支所に現金で納めていたという記憶があり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市に転入した昭和 43 年 4 月 8 日に国民年金の加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号の払出しは 47 年 7 月 24 日となっているとともに、43 年 1 月から 12 月までにおける A 市での国民年金手帳記号番号簿を確認したところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無く、同市において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間中に、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いとともに、申立人が保険料を持参して納付したとされる A 市役所 B 支所の申立期間当時における所在地は、申立内容と異なっているほか、申立期間中、夫の分も一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、夫婦二人とも未納となっている。

なお、申立人は、昭和 43 年 4 月に C 市から A 市に転入しており、申立期間と一部重複する昭和 40 年 4 月から 44 年 3 月までは、C 市において申請免除期間となっている。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金事案 13

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から平成11年1月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から平成11年1月まで

昭和51年10月から平成11年1月まで国民年金の付加保険料を納付していたにもかかわらず、老齢基礎年金に反映されていない。

夫が40歳の時に糖尿病になり、このままでは将来の生活費に困るであろうと思い、国民年金に任意加入した上、その時からずっと付加保険料も納付していた。

納付書によって保険料を納付していたが、2回の転居に伴い納付を確認できる資料を捨ててしまった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、納付書により、申立期間である国民年金加入当初から約22年間にわたり、付加保険料を納付したとしているが、付加保険料は原則として定額保険料と同一の納付書により一括し納付するものであり、定額保険料分についてはすべて納付済みで、付加保険料のみが未納となることは考えられず、年金手帳への記載や社会保険事務所及びA市の記録では、付加保険料の納付を示すものは見当たらない。

また、申立人は、申立期間の一部期間に係る保険料納付書の金額を定額保険料と付加保険料に区分した金額を、当時、申立人自身が記載したとする支払いメモを保有しているが、当該メモの金額と納付書の金額との同一性を確認することはできず、当該メモが付加保険料を納付した事実を証するものとはならない。

さらに、申立人は付加保険料の申出を行ったとする際の手続について記憶していないことや、申立期間には付加保険料の納付が不可能な申請免除期間が含まれていることなど、付加保険料を納付したとの申立てには信憑性に欠ける点がみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月までの期間

当時は、婦人会か町内会の世話役の女性が、月に一回、各家庭を一軒ずつ回って来ており、母親がその人に国民年金保険料を預けていたと思う。集金に来た人がどのような形で納めていたかは知らない。自分の国民年金は20歳からスタートしているはずであるので当該期間を納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母から「国民年金を掛けているよ。20歳から掛けないといけな。」と言われたことを強く記憶しており、20歳から納付しているはずだと申し立てているが、昭和40年4月15日に申立人を含む兄弟3人の国民年金加入手続が同時に行われており、加入手続時においては、申立期間の大部分は、国民年金保険料を納付できないものである。なお、申立人の加入は20歳時ではなく国民年金制度発足の36年4月からであることも申立内容と相違している。

また、当時同居していた申立人を含む家族の国民年金保険料は、昭和39年4月から全て同一日に納付されており、集金によるものであったことは推測できる。

しかし、申立人は結婚後も期限内に納付を続けていたが、実家の家族は、昭和42年10月以降保険料が未納となり、後の特例納付により申立期間を含む未納期間を、50年12月に納付していることから、当時において母親が納付していたとする状況をうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案9

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの期間及び60年10月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和49年4月から50年3月まで
②昭和60年10月から62年3月まで

昭和49年4月から夫と一緒に国民年金保険料を納付し始めた。電気店を営んでいたこともあり、銀行との取引で外交員が週2～3回来ていたので、主に外交員に納付書を渡し納付していた。時には銀行窓口で納付する事もあったものの、納付したことには間違いが無く、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年4月に夫婦一緒に国民年金保険料を納付し始めたとして申立てているが、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は50年12月に払い出されているのに対し、申立人の国民年金手帳記号番号は51年12月に払い出されており、払出日に1年の差があり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する昭和60年4月から62年6月までの銀行口座別取引明細書によると、申立期間②直前の60年9月までは、夫婦二人分の国民年金保険料が3か月ごとに一緒に口座振替されているが、同年12月からは申立人の夫の国民年金保険料のみが口座振替されていることが確認できるとともに、申立人に係る国民年金保険料口座振替廃止届（控）が市役所に保存されており、提出年月日については記載されていないものの、当該廃止届

の筆跡は、申立人又はその夫のものであることを申立人自身も認めている。

さらに、申立人及びその夫から聴取しても、加入手続の時期、保険料の納付状況、国民年金保険料の口座振替に係る手続等について具体的な記憶は無く、また、申立人が国民年金保険料を納付していた事実を裏付ける関連資料（家計簿、預金通帳、確定申告書等）も無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から50年1月までの期間、50年4月から51年11月までの期間、52年5月から53年3月までの期間、56年1月から58年5月までの期間及び昭和59年4月から平成5年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ①昭和43年3月から50年1月まで
②昭和50年4月から51年11月まで
③昭和52年5月から53年3月まで
④昭和56年1月から58年5月まで
⑤昭和59年4月から平成5年3月まで

私は、国民年金保険料を、基本的に毎月納付していた。納付が遅れた場合には、給料が入った時に1年分まとめて支払ったこともある。また、昭和53年には前納したし、平成3年には社会保険事務所で2年間さかのぼって納付したこともある。

しかし、申立期間は、未加入又は未納となっており、自分自身で国民年金保険料を納付した記憶があるのに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、昭和50年3月に夫と連番の国民年金手帳記号番号が払い出され、国民年金手帳を発行されていることが確認できるが、この時点では、申立期間①の一部は時効により納付できない期間であり、申立人が居住していた市区町村で別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付については、ある程度の記憶はあるものの、厚生年金保険と国民年金との複数回の切替手続を含めた、国民年金への加入手続についてほとんど記憶が無いとしている。加えて、市

役所の職員により過年度納付の保険料の集金が行われたとの主張や、社会保険事務所で過年度納付を行なった際、現年度の納付書を発行してもらったとの主張をしているが、当時の市役所及び社会保険事務所において、そのような取扱いが行われていたことは確認できないとともに、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立期間は251か月と長期間である上、申立人には申立期間以外にも国民年金の未加入期間が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 7 月から 40 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月から 40 年 12 月まで
昭和 37 年 3 月に結婚し、同年 7 月 (20 歳到達時) から集金人を通じて国民年金に加入し、同居していた義母に夫婦二人分の保険料を渡して婦人会の集金により納付していた。夫も国民年金発足時から加入して保険料を納付しており、未納となっていることは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義母が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付等に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人については、国民年金手帳記号番号の払い出された昭和 43 年 3 月以降、同年 4 月及び同年 9 月の 2 回に分けて、41 年 1 月から 43 年 3 月までの保険料が遡及納付^{そきゆう}されていることが確認できるとともに、申立人の夫は、「昭和 43 年ごろ、37 年 7 月以降の妻の保険料が納付されていないことが分かったため、市で国民年金の加入手続をし、41 年 1 月から 43 年 3 月までの 2 年分の保険料を 2 回に分けて納付した。」と証言しており、37 年 7 月から夫婦二人分の保険料を、婦人会の集金により納付していたとする申立内容に矛盾がある。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生年金 事案 25

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 2 月から 54 年 12 月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。自分は当時の上司である T 氏に誘われて入社し、勤務した。当該上司の証明書を添付するので、申立期間について記録の確認及び再調査を依頼したい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元上司の証明書により、申立人が当該事業所に勤務していたことは認められるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実までは確認できない。

また、雇用保険の加入記録においても当該事業所における申立人の記録は存在しない。

さらに、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について事業主に照会したものの、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

なお、申立人は、社会保険の保険証により医療機関に受診していたと主張するが、健康保険への加入を確認できる関連資料や周辺事情は無い。一方、当該事業所に就職する直前に国民健康保険に加入していたと認められ、申立期間においても継続して国民健康保険に加入していた可能性が否定できないことから、申立期間において健康保険の被保険者であったとは確認できない。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 8 月から 20 年 3 月まで

A 工業学校（現在は、B 高等学校）在学中に学徒動員として、C 株式会社 D 工場の電気保守部門で就労していた。

終戦後の昭和 21 年から同じ工場で勤務したので、学徒動員で勤務していた期間は正確に覚えている。

学徒動員で勤務していた期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学徒動員として C 株式会社 D 工場に勤務していたことを鮮明に記憶しているが、厚生年金保険料の控除については記憶が無い。

また、労働者年金保険法施行令（昭和 16 年勅令第 1250 号）第 10 条第 3 号及び厚生省告示第 50 号（昭和 19 年）により、学徒動員については厚生年金保険の被保険者から除外される取扱いとなっている。

さらに、事業所から、申立人が申立期間以後に正職員となった昭和 21 年 5 月 1 日付けの厚生年金保険被保険者資格取得届の控が保存されていること、それ以前の学徒動員期間については、厚生年金保険被保険者期間として取り扱っていない旨の回答が提出されている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 42 年 3 月まで

A社に勤務していた期間について、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答であった。しかし、その当時の給与所得の源泉徴収票（昭和 39 年分及び 40 年分）と診療費明細書（昭和 40 年 11 月）を提出するので調査を依頼する。

第 3 委員会の判断の理由

申立人から提出された当時の診療費明細書から、申立人は旧日雇労働者健康保険に加入していたことが認められる。日雇労働者は、厚生年金保険法では適用除外者に当たり、申立人は厚生年金被保険者になることができなかったことが認められる。

また、申立人から提出された A 社発行の給与所得の源泉徴収票（昭和 39 年分及び 40 年分）における社会保険料控除金額は、旧日雇労働者健康保険の保険料のみであり、厚生年金保険料が含まれているものとは認められない。

さらに、申立人は、A 社に勤務していたと主張する期間も国民年金に継続して加入し、保険料を納付している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。